


監査報告書

2016年5月19日

学校法人イエス団
理事会 御中
評議員会御中

監事 橋本 祐子 

監事 矢野 博信 

私たちは、学校法人イエス団の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人イエス団寄付行為第16条に基づいて、同法人の2015年度（2015年4月1日～2016年3月31日まで）における財産目録、計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び消費収支計算書）、事業報告書を含め、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。

監査にあたっては、理事会及び評議員会に出席し、理事会から業務の報告を聴取し、重要な決算書類等を見学するなど、必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

監査の結果、学校法人イエス団の業務及び財産に関する不正の行為又は法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上